

令和4年度第3回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年6月10日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時40分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	岩 指 久	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
	13番	秦野 勝仁	出席			
議事録署名委員	15番	頼田 洋子		16番	作野 英明	
出席吏員	事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 桑名 俊成					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地利用集積計画案の決定について
第3号	農用地利用配分計画の意見照会について
報告事項	特定農地貸付け承認(廃止)をした市民農園に係る契約の終了について
その他	令和4年度第4回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長補佐	ただいまより、令和4年度第3回南部町農業委員会総会を開会致します。局長は6月議会出席の為、本日は私が進行をさせていただきます。本日の欠席委員はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	= 省略 =
	局長補佐	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、15番 頼田洋子委員、16番 作野英明委員、書記は田邊職員をお願いします。
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 地籍： m ² 合計：畑1筆 m ² 契約種別：使用貸借 用途：宅地 転用目的及び施設の概要：一般住宅 駐車場 貸人： 借人： この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。 番号2 土地の表示： 登記：田 現況：畑 地籍： m ² 合計：田1筆 m ² 契約種別：所有権移転 売買 用途：宅地 転用目的及び施設の概要：一般住宅 駐車場 譲渡人： 譲受人： この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は10アール当たり、 円、合計でと聞いています。
	議長	現地調査報告を岩指委員よりお願いします。
	岩指委員	本日、午前9時から、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、庄倉委員、亀尾委員、井田委員、私、潮局長補佐の8名で現地調査を行いました。 番号1について報告します。現地調査資料の1ページからになります。家と家に挟まれた変形した土地です。3ページの土地利用計画図をご覧ください。1289と言う数字が書いてある所まで事前に埋め立てをされていました。元の畑

	<p>の状態に戻していただくようお願いをしましたが、業者さんより難しいと言われたと言う事で、顛末書を提出していただきました。埋め立てられた所には進入禁止のポールが立ててあり、車が入ったような形跡は見受けられませんでした。埋め立てられていない残りの部分は畑としてカボチャ、シソの葉、柿の木などが植わっていました。自家用車庫と来客用の駐車場がない為、駐車場にされる予定です。4 ページの排水計画ですが、現在、排水路が通っていて、そこに雨水は流すようになっています。汚水は既存の配管に接続される予定です。事前着工がしてありましたが、許可妥当と判断しました。</p> <p>番号2は9 ページからになります。沿いになります。現地は草が刈られていて自己保全されていました。土地利用計画図、排水計画等、問題はなく、許可妥当であると判断しました。ただ、隣地の は農地中間管機構に申請中と言う事で、問題ないのかという質問がありましたが、このことについては事務局より説明をお願いしたいと思います。</p>
議長	問題になったと言う機構の件について事務局より説明をお願いします。
局長補佐	申請地の隣地の一部が遊休農地で、地権者への利用意向調査を行い、機構を利用したいと言う事でしたので機構に通知をして現在手続中です。機構が借受けて、配分と言う形で担い手に貸されるわけですが、機構が借り受ける前に隣地との境界の有無を事前調査するとことになっているそうです。その境界の事前調査には、基本的に役場の産業課、場合により農業委員さんに確認の立会をしていただくようになっているようで、隣地との関わりは事務手続上発生するそうでございます。先月説明しましたが、隣地の同意書は強制できなくなっておりますので、そういった意味では同意書は取る必要はないと言う事です。
議長	質疑を受けます。
田邊委員	1 番について、顛末書はどのような内容なのか、それから、現地を見まして、事前に農業委員さん推進委員さんに相談があれば良かったと思いました。何処に相談すれば良いのか、我々はアンテナを高くして、このような事が起こらないように事前に相談を受ける形にしないといけないのではないかと思います。顛末書を書かれて謝って済ますことが繰り返されて良いのかと感じました。
議長	事務局より顛末書の読み上げをお願いします。
局長補佐	(顛末書の朗読)
田邊委員	農地に戻すのも難しい事です。やはり事前に相談していただけるような体制をちゃんと作らなくてはいけないと思います。その為には、我々農業委員会が今後どのように取り組んでいくのが大きな課題であると思います。
議長	補足をさせていただきます。市川職務代理が さんと面談をされています。申し訳なかったと大変反省されていたそうです。故意ではなく何も知らずにされてしまったことだと職務代理から聞いています。農業委員さんや事務局が伺った際にも、ご家族からと言われて大変反省されておられて気の毒に感じるほどであったそうです。 でもあり、本当に何も分からずにされたようで、今回の件はやむを得ない状況であったと思いますので、ご理解を願いたいと思っています。
庄倉委員	議長、事務局が言われることは理解しました。現地を見ましたが、農地の状態であった所を業者さんが埋め立てられたようでした。業者さんが埋め立てられることが多いと思います。頼まれた時点で業者さんから、農地ではないですか、農業委員会に相談されましたかなど、一声掛けていただくような地元業者さんと農業委員会で連携は取れないもののでしょうか。
議長	大手業者は別として、農地法について知識をお持ちの業者さんは少ないと思

		います。農業委員会の許可を受けているかどうかなどの確認をできる知識をお持ちではないと思いますし、確認していただく強制力もありません。農業委員会としては、逐次、理解していただけるように努めていきたいと思っております。
	庄倉委員	分かりました。
	吉次委員	以前にもこのような事があったと思います。埋め立ててしまってから後になって顛末書、始末書を出すようなことが度重なっているように思います。行政の立場から、農地を勝手に埋め立てては駄目であるといった公的な文章で周知することが1番大事ではないかと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。
	議長	農地法がどのようなものなのか周知徹底しなくてはいけないと思います。そのためには、年に2回ぐらいは広報紙に載せるようなことをしなくてはいけないと思っています。今回のような無断転用に対する注意や、所有者がお亡くなりになった時には速やかに相続者の報告をしていただくお願いなど、広報誌にて周知しなければいけないと思います。これからは、そのようなことをちゃんとされないと罰せられることもあります。事務局は法的な事も踏まえて対応をお願いします。
	局長補佐	分かりました。
	糸田委員	2番の案件で確認させていただきたいのですが、意向調査で中間管理機構への貸し付けを希望されたのは のみなのか、周辺一帯の意向調査をされているのか、それから所有者は さんお一人ですか。
	局長補佐	当時、申請地は転用が見込まれていましたし、隣地も来月転用申請が出る予定で意向調査はしていません。周りが遊休農地でしたので意向調査をしていますが、庄倉委員がご尽力されていてお詳しいと思いますので、庄倉委員より説明をしていただけないでしょうか。
	庄倉委員	、 、 は、中間管理機構に出したいという意向がありました。
	糸田委員	所有者は。
	庄倉委員	だけが さんで、他はそれぞれ違う所有者さんです。
	糸田委員	分かりました。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第2号 農地利用集積計画案の決定について	議長	議案第2号『農用地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読(議案書4～8頁)】</p> <p>整理番号 85番～86番</p> <p>設定を受ける者： 2名</p> <p>設定をする者： 2名</p> <p>設定をする土地： 2筆 計1,447㎡</p> <p>農地中間管理権を取得する場合</p> <p>整理番号 475番～476番</p> <p>設定を受ける者： 1名</p> <p>設定をする者： 2名</p> <p>設定をする土地： 2筆 計2,844㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満た</p>

		しています。農地中間管理権を取得する場合については、産業課の方で説明させていただきます。
	議長	議案第2号について質疑を受けます。
	田邊委員	整理番号475番でございますが、ここは、さんが10年以上利用されていたと思います。今回、地元の農業委員、推進委員も知らずに新規で中間管理機構に貸すように上がってきています。機構に替えられたのは補助金や助成金の関係ですか。今までとの違いを教えてくださいませんか。
	局長補佐	次の配分計画で合わせて回答したいと思いますので、よろしく申し上げます。
	庄倉委員	整理番号86番についてお聞きします。10aあたり円と高い金額になっています。野菜は何を作られますか。
	局長補佐	作物につきましては、季節に応じて葉物野菜、根菜類など色々と作付けをされるそうです。自家消費分と、一部はアスパルに出されると聞いています。 賃借料についてですが、申請をお受けする際に指導はさせていただいています。こちらは新規となっていますが、実際はお父さんの代より借りておられて、継続してこの金額を支払っておられたそうです。申請地は耕作者さんの自宅の隣にあり非常に便利な場所で、どうしても引き続き手放さずに借りたいと言うことで双方納得の上でこの金額で借受けられたと聞いています。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	歳で10年間の貸借期間になっています。ご高齢になられてこれだけの農地が管理できるのか、後継者はおられますか。
	局長補佐	農業補助者の欄に載せていますが、60歳未満の娘さんがお二人おられて後継者です。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農用地利用集積計画案の決定について』は原案どおり議決、承認されました。
議案第3号 農用地利用 配分計画の 意見照会に ついて	議長	議案第3号『農用地利用配分計画の意見照会について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	桑名課長 補佐	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたので、ご審議をお願いします。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書9頁）】
	議長	先ほど田邊委員より質問がありました、何故今回中間管理機構に替えられたのか、何かメリットがあるのかお答えをお願いします。
	桑名課長 補佐	さんの件ですが、議案では新規となっていますが、同じ土地を以前より機構を通じて借りておられました。5月18日が終期でしたので、3月には終期の案内をして、契約を延長される場合は手続をさせていただくようにお伝えしてあったようですが、失念されていたようです。加えて、大変申し訳ありませんが、産業課の方で異動等があり、その辺の引継ぎが上手く出来ておらず催促等もしていなかった為に一度切れた形で、今回、改めて結び直しとなりましたので、継続ではなく新規となっております。中間管理機構に切り替えたわけではなく引き続きでございます。 メリットですが、担い手の方は多くの農地を借りておられます。今回は使用貸借ですが、賃貸借の場合は個々に支払いをするのではなく、担い手の方は中間管理機構に一括でお支払いをされて、機構から各地権者に支払われますので、事務の軽減という面でのメリットがあります。補助金があるから中間管理機構を通してというものではございませんのでご理解いただけたらと思

		います。
議長		利用権設定の場合は、期限を迎える農地については、農業委員さん推進委員さんが書類を持って、期限が来るがどうされますかと意向確認に回られるのが通例です。中間管理機構の場合は農業委員、推進委員に関係なく、直接産業課が回られるのですか。
桑名 課長 補佐		今までのやり方は、産業課から直接に配分を受けておられる農業者の方に通知をしていました。担当の農業委員さん最適化推進委員さんにお知らせしていなかったのが現状でございます。今後は改善していきたいと考えております。
議長		基本的に農業委員さん推進委員さんがタッチするのかわからないのかです。失念と言われましたが、これは瑕疵です。これから機構関係で終期を迎えるものがたくさん出てきます。機構を通したものについても、利用権設定のように農業委員さん推進委員さんにお知らせをして、委員さんが対応するのか、それともしなくてよいのか。重要なことですので、その辺のところをはっきりと教えて下さい。
桑名 課長 補佐		今までそのようなことが出来ていませんでした。機構を通して大元になるのは基盤法に基づいて行う貸し借りでございますので、これからは、農業委員さん推進委員さんにもお知らせをさせていただいて、引き続き農地を借りられるかなどの意向確認等も含めて、農地の流動化に御協力をいただけたらと思いますのでよろしくお願い致します。
議長		さんの件はどうなりますか、これは瑕疵です。普通なら顛末書でも書かなくてはいけません。例えば課長に担当者が意見具申を言うとか、何もなしで済まされますか。あなたは重要な立場で出てきておられて、議決されたことは課長に指導しなくてはいけない立場です。その辺の見解をお聞きしたいと思います。
桑名 課長 補佐		さんご本人は失念でしたが、役場としての指導として、期限が来るものに対しては期限内にはっきり意思表示をしていただくところが欠けていたと思っております。今後、このような事がないように、お知らせの方法ですとか、チェックの体制ですとか事務処理のやり方をもう一度見直していきたくて考えております。今はこのようにしますとお示しできませんが、課長と相談しまして、今後はどのようにさせていただくのか、改めて農業委員会の委員の皆様をお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。
議長		公式に課長より、今後どのようにするのか農業委員会に報告があるという事です。
市川 職務 代理		以前に地籍の案件の時に、担当者からの説明に農業委員会としては納得がいかず、課長に総会に来ていただいて、課長から今後どのようにするのか説明をしていただきました。今回もそのような形で、持ち帰って課長にお話をされて、7月の総会で課長より産業課としてまとめた今後の指針を説明していただけたらと思います。よろしくお願いします。
議長		市川職務代理よりご意見がありましたことを確約できますか。
桑名 課長 補佐		課長という立場ではございませんが、産業課の中でしっかり話をして、来月の総会では説明できるようにしたいと思いますので、よろしくお願い致します。
議長		次の総会では、課長、課長が難しい時は桑名補佐より説明をされるとの確約を頂きましたのでよろしくお願い致します。 他にございませんか。ご異議ございませんか。
一同		異議なし。
議長		異議なしと認め、議案第3号『農用地利用配分計画の意見照会について』は、

		原案どおり議決、承認されました。
		休憩（14：12～14：25）
5. 報告事項 特定農地貸付け承認（廃止）をした市民農園に係る契約の終了について	議長	報告事項に入ります。『特定農地貸付け承認（廃止）をした市民農園に係る契約の終了』について報告をお願いします。
	局長補佐	【『特定農地貸付け承認（廃止）をした市民農園に係る契約の終了について』朗読（議案書 10 頁）】
	議長	質疑を受けます。
	庄倉委員	合意解約後はどのような予定ですか。
	局長補佐	先月の総会で農地中間管理機構に管理をしていただくのが良いのではというご提案がございましたので、その方向で進めさせていただこうかと思っています。詳しくは機構の担当者より説明をお願いしたいと思います。
	議案書	機構が借りないと言った時にはどのようにされるのかお聞きしたいです。
	桑名課長補佐	先月のご提案を受けまして中間管理機構に相談に行きました。中間管理機構としては、無条件でどの農地でも借り受けるというのではなく、借りるにあたっては、耕作者の目途がついていること、水路などの農業用施設の状況などの確認も行った上になるそうです。地元の農業者の方、農業委員さんを介しても耕作していただける方が見つからない状況では、白か黒かはっきりしたご返答は頂いていませんが、現状難しいとの返事でした。そのような中で、具体的な次の担い手などが見つからない状況で、現状は地権者の方に管理をしていただくようにご理解をいただいているところですが、南部町として農地をお借りして、に市民農園として使っていた経緯がございますので、後は知らないではなく、次の耕作者とか、跡地の利用について積極的に関与して鋭意努力してしっかりと取り組んでいきたいと考えています。
	庄倉委員	言われる事は分かりましたが、期間が 5 月 31 日までになっています。解約されることはもっと前から分かっておられたのではないかと思います。以前より近くを通るたびに草が伸びているなど感じていました。その頃から早めに探しておられたらと思いました。早く耕作者を探して荒れてしまわないようお願いしたいと思います。
	田邊委員	民間の事業者では、借りた場合は必ず元の状態に戻してから返さないといけません。私も現地を見ましたが雑草が生えていました。町として、担当課としてきちんと草を刈って耕して農業ができる状態にして返すのが本来であると思います。行政に対して貸されたわけですから、それを雑草が繁茂し農業ができない状態で、期限が切れたからと貸すのは無責任であると思います。
	桑名課長補佐	さんが草刈り等されておりました。その上で、担当より地権者様へお話しに行きご理解をいただいた上でお返しをさせていただいている状況ですので、原状復帰や草刈りをせず勝手に返したということはありませんので、ご理解いただけたらと思います。役場ではしていませんがで草刈り等されて返しておられます。
	議長	と言われますが、は関係ありません。南部町長が令和 4 年 5 月 31 日までは責任を持って管理をする義務があります。5 月 31 日にはきれいにして、それから機構に預けるなりして、耕作者を探す、そのような順序がきちとなされていない事を田邊委員はおっしゃっています。
黒木委員	私は東西町の地域振興協議会に勤務しています。自分たちが借りた農地は自分たちが期間までちゃんと管理をして、地権者の方に確認していただいた上で合意を取るのがが入ったということだと思います。	
局長補佐	この農地は特定農地貸付法に基づいて三者間で契約されています。5 月 31 日まで町とが同時に借りておられて、6 月 1 日付で同時に終了になっ	

	ております。個人的な意見になりますが、 近くなのでよく眺めて おりました。契約上は、 さんが町の指導を受けて最後まで管理される となっていましたので、何回も来て草刈りをされていました。
議長	平成4年5月31日までは南部町町長が管理しなくてはなりません。今日は 6月10日です。今日も見ましたが10日ほど伸びる長さではありませんで した。きちんと草刈りをして耕して農地として所有者さんにお返しする。一方で 機構にお願いをしなくてはなりません。簡単に受けてはくれないと思いき が、行政が絡んでいる事ですので3年間はお願ひしたいとの姿勢を見せるこ とが大切です。それが確約できますか。
田邊委員	町長と所有者さんと の さんが現場を見られて、三者で確認し てからが本来の筋であると思います。
議長	田邊委員がおっしゃった事を確約できますか。
桑名課長 補佐	現地で町長が立会していません。課長が地権者の方とお会いして、ご理解を 頂いた上です。
議長	聞いているのは今後の話しです。
桑名課長 補佐	今後は、町がお借りしている以上責任を持って管理をさせていただきたいと 思います。
市川職務 代理	担当地区の委員として産業課さんとは色々とお話をしました。町として草刈 りをして管理をしてくださいと要請しております。ノーとは言っておられま せんので、検討される段階で地元委員の意見も尊重していただけると思っ ていました。産業課として草刈り管理をする事も、他の方に頼む事も出来 ると思います。私としては産業課さんが少なからず管理していただけると判 断しておりましたので、全くしないと言うのには驚いているところです。も う一度考えて いただきたいと思います。
黒木委員	役場は最終責任者であると思いますが、一番責任を取らないといけないの は、この土地を使って何かをしたいと言われた さんだと思います。 がされないのであれば、最後は役場の方でボランティアで草刈管理をす るとか、 に指導をされるのが役場の務めではないかと思いき。
議長	黒木委員の質問に対してお答えをお願い致します。
桑名課長 補佐	お意見を頂き、役場としても さんとの契約で農地をお借りして いた経緯がありますので、もう一度話をさせていただきたいと思いき。いつ までと言うお約束はこの場ではできませんが、必要であれば職員が出向い ても草刈りをしなくてははいけないかなと思いきするのでよろしくお願ひ 致します。
作野委員	貸付期間が5月31日までで、合意解約日が4月25日になっていますが、特 定農地貸付けの場合いつでも解約できるのですか。それから、解約日まで は草刈り管理はされていたそうですが、 さんはどのような物を作付けされ ていましたか。
局長補佐	事前に合意解約できます。利用権設定と同じです。 作物ですが、地域の方々と一緒に、玉ねぎ、夏野菜などを栽培されて、保 育園や地域住民を中心に収穫体験をしたり、配ったりなどの活動をされて いました。その活動が新型コロナウイルス拡散の影響もあり、昨年の6月ま で出来なくなってしまう、その後は保全管理の状態でした。1年間検討さ れて継続し ていくのは難しいと言う判断の元、解約されました。
作野委員	分かりました。
議長	補足をさせていただきます。22日に鳥取県農業会議の常設会がござい まして、担い手育成機構の理事長とお会いします。その場で局長補佐より 直接今回の件をお願ひしたいと思いき。

	市川職務代理	地元の委員として、産業課がするのであれば少しでも手助けをしたいと思いますので、何かあれば相談いただければと思います。現状とても農地に見えない状態ですので、早急にご返事をお願い致します。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。(質問、意見等なし) 無いようですので、『特定農地貸付け承認(廃止)をした市民農園に係る契約の終了について』原案どおり解約といたします。皆様より色々なご意見をいただきました。ひとつずつ解決していきたいと思います。まずは中間管理機構に話してみたいと思います。
6.その他	議長	その他で、皆様より何かお聞きになりたいことはございませんか
	秦野委員	活動報告についてですが、高齢の為耕作できないので委託先を見つけて欲しいと依頼があったが、委託先が見つからず自分でした。その場合、当初の説明としてはカウントしても良い場合が、しばらくするとカウントできないと説明が二転三転しています。カウントできる項目、出来ない項目を具体的に出していただきたいと思いますのでよろしく願いします。
	議長	Q&Aのようなひな形で来月の総会までに用意できませんか。
	局長補佐	基本は利用権設定や作業委託の相談があった場合に第三者につなげることはカウントになります。自らが解消作業をされる場合は、遊休農地リストに上がっている農地の場合はカウントになるようです。全国でたくさん色々なケースが上がってきているようです。それらを集約した資料が届きましたら皆様にお示ししたいと思います。
	秦野委員	中山間地でも分かるような、かみ砕いた地域に即したものをお願いします。
	議長	独断ではできませんので、国から届き次第用意させるようにします。
	井上委員	農業新聞に下限面積の条件が変更になると載っていましたが、具体的な内容が分かれば教えてください。
	局長補佐	農業経営基盤強化促進法等の法令が一部改正になり、その関連で農地法第3条の下限面積要件が撤廃になると国の方で決まったようです。1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるという事で、遅くとも来年春頃になると思いますが、まだ確定していません。この背景には、現行の農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が統合され、農用地利用集積等促進計画を策定すると決まったことにあります。これも来年春以降になると思いますが、ほとんどが担い手育成機構に貸し付けとなり、相対の貸借が農地法第3条申請になると言う事で、その場合に農地を利用しやすくするために下限面積の要件が撤廃になるようです。詳細については国や県から連絡があり次第報告致します。
	議長	具体的な事が分かり次第、研修会を開催したいと考えています。
令和4年度第4回農業委員会総会の日程について	議長	令和4年度第4回南部町農業委員会総会は、令和4年7月8日(金)に開催します。
8.閉会	議長	これにて令和4年度第3回南部町農業委員会総会を閉会します。